

3 支援制度の概要

(1) 地域集会所建設等補助制度について

補助対象事業

補助の対象となる事業は、次のとおりです。

- (1) 集会所建設事業……………集会所を新たに建設する場合（既設建物の取得も含む）
- (2) 集会所整備事業……………既設集会所を移転、増築、改築、修繕する場合
- (3) 集会所維持事業……………集会所の用に供する土地又は建物に係わる借賃を支払う場合

【建設事業の対象となる集会所】

建設事業の対象となる集会所は、次に掲げる条件を満たすものとします。

- (1) 市民の生活文化の向上や福祉の増進など公正な自治活動（町内会、自治会、老人クラブ、婦人会、子ども会、PTAその他地域の建設的な自治活動を含む）を進めるための場として使用するものであり、近隣市民の利用にも積極的に協力する集会所であること。
- (2) 適正な運営管理ができる体制を整えた自治組織による集会所であること。
- (3) 原則として100戸以上の地域を1単位として設置するものであること。

補助金の額

補助金の額は、次の規定により市が交付決定します。

(1) 集会所建設事業

建設に要した費用（ただし、施設の直接工事費でない土地買収費、整地費、備品購入費は除く）の2分の1以内で、600万円を限度とします。

(2) 集会所整備事業

既設集会所の施設整備に要した費用（ただし、6万円以上の工事で補助対象としている修繕事業内容の場合に限る）の2分の1以内で、300万円を限度とします。

(3) 集会所維持事業

既設集会所の土地・建物の借賃の2分の1以内で、6万円を限度とします。

補助を受けようとするときの注意とお願い

- ① 整備事業を計画した場合には、事業内容及び経費見込を事前に市民活動課へ連絡・相談ください。（申請時期・経費見込などによっては、補助できるのが次年度以降になる場合があります。）
※補助が決定される前に工事を着工した場合、補助を受けることはできません。
- ② 建設事業及び整備事業については、その経費見積りは2社以上からとってください。（複数業者からの見積り合わせをすることで、経費を安くすることができます。）
- ③ 維持事業については、支払額・支払者・領収者・領収日付・対象集会所名・今回支払額の借賃対象期間（例：4月～3月や1月～12月などその期間）がはっきりとわかる領収書が必要になります。

平成24年3月31日現在

【問い合わせ先】 日立市生活環境部市民活動課市民活動係 TEL 22-3111